

# 富里市農業用廃プラスチック対策事業補助金交付要綱

(平成19年3月30日告示第106号)

改正 平成22年1月26日告示第11号 平成25年3月25日告示第53号  
平成26年4月14日告示第81号 平成28年3月31日告示第88号  
平成31年3月29日告示第93号 令和2年3月25日告示第30号  
令和4年3月18日告示第34号 令和4年10月11日告示第136号  
令和5年3月14日告示第30号

(目的)

第1条 この要綱は、市内農家から廃棄される農業用廃プラスチック類の適正処理を図るため、啓発、回収計画及び回収業務を推進し、円滑な回収と適正な処理を実施することにより、農業環境の保全と農業の健全な発展を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象者は、富里市農業用廃プラスチック対策協議会（以下「協議会」という。）とする。

(交付)

第3条 協議会が行う事業に対し、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象経費、補助金額等)

第4条 補助の対象となる経費、補助率等は、別表のとおりとし、補助金額はその合計とする。

(交付申請)

第5条 協議会は、規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、補助事業の着手日の翌日から起算して30日以内に、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書

(交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する交付申請があった場合は、速やかに内容を審査し、適正と認めたときは、規則第8条の規定により協議会に通知するもの

とする。

(実績報告)

第7条 協議会は、補助事業が完了したときは、規則第15条の規定により事業完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日まで  
に市長に補助事業等実績報告書を提出しなければならない。

(交付額の確定)

第8条 市長は、前条に規定する実績報告があった場合、速やかに内容を審査し、  
適当と認めたときは、規則第16条の規定により協議会に通知するものとする。

(交付の請求)

第9条 協議会は、規則第18条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、  
補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第10条 協議会は、規則第19条の規定により補助金を概算払又は前金払により交付を受けようとするときは、  
補助金等概算払(前金払)等交付請求書を市長に提出しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成22年1月26日告示第11号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月25日告示第53号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月14日告示第81号)

この告示は、公示の日から施行し、平成26年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則(平成28年3月31日告示第88号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日告示第93号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和2年3月25日告示第30号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月18日告示第34号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年10月11日告示第136号）

この告示は、公示の日から施行し、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和5年3月14日告示第30号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	補助対象経費	補助金額及び補助率
1 適正処理費	一般分（一斉回収及び自己搬入）の適正処理に要する経費	一般分の処理量に1キログラムにつき57.2円を乗じて得た額
	不法投棄分の適正処理に要する経費	不法投棄分の処理量に1キログラムにつき79.6円を乗じて得た額
	自己搬入の適正処理に要する経費補助分	自己搬入分の処理量に1キログラムにつき7.9円を乗じて得た額
2 回収費	一斉回収の運搬に要する経費（不法投棄分を含む。）	要する経費の全額
3 回収体制整備費	郵送料、消耗品費、手数料等に要する経費	要する経費の2分の1以内の額とし、42,000円を限度とする。